

みんなで考える 人権問題



皆さんは、人権について考えてみたことはありますか？

人権は性別や年齢、民族、宗教、国籍、出身にかかわらず、誰もが生まれながらに持っている権利です。ところが、実際には偏見や差別など様々な理由から人権を侵害されて苦しんでいる人がたくさんいます。そこで、今一度私たち一人ひとりが自分自身の問題として人権をとらえ、正しい知識を学ぶことで、日常生活の中で起こりうる身近な出来事に対して何ができるのかを一緒に考えてみましょう。

様々な人権問題

ルールを守ろう！インターネット



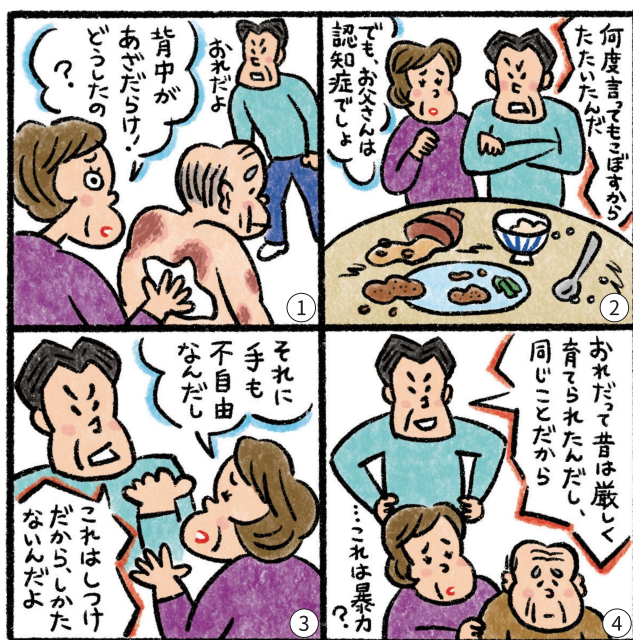
手軽に世界中の人々と交信することのできるインターネット。私たちの生活を便利で豊かなものにしてくれる半面、使い方を間違えれば他人の人権を侵害してしまう恐れもあります。たとえば、誰もが閲覧や書き込みのできるSNS上で他人の個人情報や写真を勝手に掲載してしまうのはプライバシーの侵害にあたります。また、特定の人物に対して悪質な誹謗中傷や差別的発言、根拠のないうわさを書き込むことも人権侵害にあたります。画面の向こう側にも自分と同じく人権を持った人がいることを忘れないようにしましょう。

インターネット上の人権侵害被害にあったら？

プロバイダ責任制限法

▶ SNSやインターネット上での侵害に対し、プロバイダ事業者の損害賠償責任の免責、発信者情報の開示請求をする権利が定められています。2024年5月、さらに有害情報の削除対応の迅速化と、運用状況の透明化を義務づけた「情報流通プラットフォーム対処法」が成立、公布され、1年以内にこれに変わります。

高齢者の笑顔を守ろう



暴言や暴力、身体を拘束すること、食事を十分に与えずに放置すること、年金や貯金を本人の意思を聞かずに使用するなどの行為は高齢者虐待にあたります。

このような虐待は、高齢者や認知症などに対する正しい知識がなかったり、介護疲れから気持ちに余裕がなくなることによって起こります。ですから、社会全体で高齢者や介護者をあたたかく見守っていく仕組みや雰囲気づくりが大切です。

防ごう！高齢者の虐待！

高齢者虐待防止法(2006年施行)

▶ 高齢者の安全や権利を守るための法律で、国などが対応すべき虐待防止や保護支援の責務が定められています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2024年施行)

▶ 認知症の人が安心して暮らせるよう、国など行政が認知症対策を推進するための責務を定めた法律です。

日本の先住民族！アイヌの人々



「同化政策」の歴史

アイヌ民族はアイヌ語をはじめとする独自の文化を持っています。明治維新以降、狩猟を禁じられ、土地を奪われたりしたうえ、アイヌ語の使用を禁止し、日本語を使うことを強要するなどの「同化政策」が政府によって行われました。こうしたいわれのない差別を受け、アイヌの人々はその後も貧困のなかで苦しい生活を余儀なくされました。



アイヌ民族の誇りや尊厳を取り戻す

アイヌの人々を中心として、民族の誇りや尊厳を取り戻す動きが活発になっていきました。そして2019年、アイヌ民族を初めて先住民族であると明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。それにより、民族儀式で用いるための樹木を国有林で採取することや、自治体の許可が必要な川でのサケ漁の手続きを認めるなど、アイヌ文化を守るために国や自治体が負うべき責務が定められたのです。



国立民族共生公園での舞踊公演の様子。

民族共生象徴空間「ウポポイ」

アイヌ文化の復興と創造等の拠点として、2020年7月に北海道白老郡白老町のポロト湖畔に民族共生象徴空間(愛称：ウポポイ)が開業しました。施設内には、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、慰霊施設が整備されています。

自然界すべての物に魂が宿るとされている「精神文化」や祭りや家庭での行事などに踊られる「古式舞踊」、独特の文様による刺繍や木彫りの工芸など、多くの魅力があるアイヌ文化を体験できる場所として年間30万人を超す来場者が訪れています。

伝統的コタンでは、チセ(家屋)群が再現され、アイヌの伝統的な生活空間を体感できる。



写真提供：(公財)アイヌ民族文化財団

コミュニケーションで外国人と相互理解を

多文化共生社会実現のために私たちができること

外国人の文化や習慣を尊重する



豚肉やアルコールなど特定のものの飲食が禁じられている文化があります。自分の価値観を押し付けないようにしましょう。

外国人労働者に対して不当な差別をしない



言葉の壁や文化の違いから不安を抱える技能実習生などに対して、不当な差別をなくし、馴染める配慮をしましょう。

お互いのコミュニケーションを深める



考え方や価値観は違って当然です。友好的に交流することで理解を深められます。

日本語教育の推進に関する法律

外国人に対して、日本語教育を推進するための国や地方団体の責務が定められています。



ヘイトスピーチ解消法

ヘイトスピーチをなくすため、差別や侮辱、中傷を解消する教育や啓発に取り組めます。

性的マイノリティの人権

性的指向やジェンダーアイデンティティに関連して行われるからかいや嫌がらせをSOGIハラスメントといいます。SOGIとは恋愛・性愛がどの性別を対象にするかを示す「性的指向」と、自己の性別をどう認識しているかを意味する「ジェンダーアイデンティティ」の頭文字をとった略称です。

SOGIは他人が強制していいものではありません。周囲の人たちが性の多様性を理解し、言動へ意識づけしていくことが偏見を解消する第一歩となります。

◆ 多様な人材が活躍できる職場環境の整備 ◆

性的マイノリティ含め、すべての従業員が支障なく働けるよう、トイレや更衣室、制服の問題を精査したり、相談窓口の設置などの配慮を行う取り組みが少しずつ進んでいます。



セルフ
チェック!

部落差別(同和問題)を 知っていますか?

- ☐ 同和地区に住む人たちにも差別される原因があると思う
- ☐ 就職の面接で家族の職業を聞いても問題はない
- ☐ 採用時に戸籍謄本や抄本を提出することに違和感はない
- ☐ 引っ越し先(あるいは交際相手や結婚相手の出身地)が同和地区かどうか、インターネットで調べる
- ☐ 部落差別(同和問題)を知らない人に、今さら教える必要はない
- ☐ 結婚や就職に際して相手をよく知るため身元調査をしても構わない
- ☐ 部落差別(同和問題)解消のために企業は不要な本でも購入すべきだ
- ☐ 「えせ同和行為」への対応では、断固拒否の姿勢は逆効果だ
- ☐ 自分は差別をしていないから 部落差別(同和問題)とは関係ない
- ☐ 部落差別(同和問題)はオープンに議論してはいけない問題だ

ひとつでもチェックが ついたら要注意!

部落差別(同和問題)解消にむけた取り組みが進められてきましたが、現在もなお、差別は存在しています。部落差別(同和問題)を含め、すべての差別が起きてしまう要因は、私たち一人ひとりが人権問題について正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えが不十分なことにあります。まずは、人権について自分にも起こりうる身近な事だととらえ、日ごろからより広い目で人権についての理解を深められるよう準備しておくことで、差別のない明るい社会を築くことができるでしょう。

部落差別のない社会の実現へ!

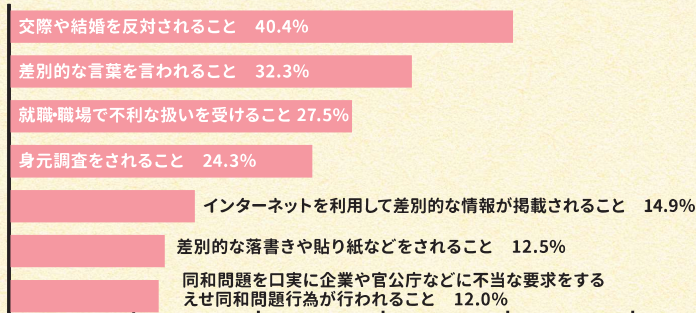


出身地を理由に結婚を反対することや、採用において不利な扱いするなど日常生活における差別をすることは人権侵害です。部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で作られた身分制度に起因する日本固有の人権問題で、いまだに偏見や差別が完全には解消されてはいません。私たち一人ひとりが偏見や因習などに縛られず、差別の解消を意識していくことが大切です。

部落差別(同和問題)に関する人権問題

(上位7位までを掲載/複数回答)

——— どのようなことを人権問題だと思いますか? ———



出典: 令和4年11月内閣府政府広報室発表「人権擁護に関する世論調査」の概要

主な人権の課題

人権とは、私たちが人間らしく幸福に生きていくための権利で、誰もが生まれながらに持っている権利です。すべての人の人権に配慮し、尊重し合うためにも、取り組むべき問題について考えていきましょう。

女性

「女性である」というだけで就職の機会が制限されたり、賃金の格差があってはなりません。性別で役割を決めたりせず、男女が対等に認め合い、個性や能力を発揮できるような職場や家庭を作っていける社会を目指しましょう。

子ども

いじめや体罰、虐待、児童ポルノ、養育放棄、児童労働など子どもが被害者となる人権問題があとを絶ちません。子どもにもおとなと同じように人権があり、社会に守られて健康に生きる権利があります。

高齢者

(P.2で紹介しています)

高齢化が急速に進む昨今、高齢者に対する差別や虐待が社会問題となっています。豊かな経験と知識を社会に生かすことができるよう、家庭や地域で高齢者の自立を支えていきましょう。

障がいのある人

車いすの乗車拒否や、入居拒否など、障がいのある人への理解や配慮がなされていないことがあります。施設や建物を障がいのある人が利用しやすいバリアフリーと、障がいを理由とする不当な扱いを解消する社会を目指しましょう。

部落差別(同和問題)

(P.5で紹介しています)

部落差別(同和問題)は日本固有の人権問題です。差別を解消するためには、人々の心にある偏見を取り除き、一人ひとりがこの問題に向き合い、解決のために積極的に取り組む必要があります。

アイヌの人々

(P.3で紹介しています)

アイヌの人々に対する偏見や差別は、理解不足から生まれます。アイヌの人々とその文化への正しい認識を深め、結婚や就職をさまたげる差別をなくしましょう。また、高齢化が進んで次世代への継承が難しくなっている文化の保存も必要です。

外国人

(P.4で紹介しています)

日本で暮らす外国人が増えるなか、入店・入居拒否や差別的労働環境、ヘイトスピーチなどの人権問題が発生しています。言語、宗教、習慣などのそれぞれの国の文化を理解し、人権を尊重した関係を築きましょう。

感染症

感染症患者、既往歴のある人、その家族や医療関係者が日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシーを侵害される問題が起きました。感染症に関連する差別や誹謗中傷はあってはならないことです。

犯罪被害者など

犯罪被害者とその家族は、事件の直接的な被害だけでなく、興味本位のうわさや中傷による二次被害に苦しむことがあります。犯罪被害者とその家族が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すための配慮が必要です。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は就職や住居の確保などが困難となり、社会復帰が厳しい状況に置かれています。本人の強い更生意欲とあわせて、周囲の理解と協力が不可欠です。偏見を絶ち、円滑な社会復帰のために地域で協力しましょう。

インターネットによる人権侵害

(P.2で紹介しています)

インターネットのweb ページや電子掲示板、SNSへの書き込みなどによる誹謗中傷や差別的表現などの人権問題が増加しています。また、不適切な情報管理により、インターネット上に個人情報などが流出する事件も発生しています。

性的マイノリティ

(P.4で紹介しています)

ジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別に苦しむ人々がいます。また、同性や両性を好きになるという性的指向への偏見や差別、少数派であるがゆえに不当な扱いを受けるケースもあります。

その他の人権問題について

ハンセン病患者、ホームレス、人身取引、北朝鮮当局による拉致被害者、震災等の災害に起因する人権問題など、私たちの周りには様々な人権課題があります。相手の立場に立ち、想像力と思いやりの心をもって人権が尊重される社会を作りましょう。

困ったことや人権侵害を見かけたら

人権相談窓口 検索

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひやくとおばん

📞0570-003-110

誰でも何でも

法務省の総合人権相談窓口です。
電話やインターネットから相談を受け付けています。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>



よりそいホットライン

つなぐ ささえる

📞0120-279-338

誰でも何でも

家庭・学校・職場の悩みなど、様々な相談を受け付けている、
誰でも利用できる窓口です。
セクシュアル・マイノリティの専門回線もあります。

<https://www.since2011.net/yorisoi/>

※岩手・宮城・福島県からは、0120-279-226



総合労働相談コーナー(各都道府県労働局など)

職場のトラブルに関するご相談や解決のために、
全国に379か所の窓口が設置されています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



労働者のために

女性の人権ホットライン(全国共通)

ゼロ ナナゼロ の ハートライン

📞0570-070-810

女性のために

女性の人権問題に詳しい法務局職員または
人権擁護委員が相談をお受けします。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html>



児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく

📞189

子どもを守る

“子どもの人権110番”も
子どもが利用できる
ヘルプラインです。

“虐待かも”と思った時などに、
すぐ児童相談所に報告・相談ができる
全国共通の電話番号です。



外国語人権相談ダイヤル

📞0570-090-911

外国人のために

英語や中国語をはじめとした
全10の外国語に対応しており、
相談リーフレットもダウンロードできます。
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>



リーフレット
中国語 英語

知っていますか このマーク？



人権擁護活動 シンボルマーク*

法務省が制定した人権擁護運動を効果的
に推進するためのマークです。



障害者のための 国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建物、施設
であることを表す世界共通マークです。



盲人のための 国際シンボルマーク

視覚障害のある人の安全やバリアフリー
を考慮した建物、設備等に付きます。



身体障害者標識

肢体不自由を理由に免許に条件を付さ
れている人が車に表示します。



耳マーク

耳が聞こえない、聞こえにくいといった
聴覚障害を表すマークです。



ハート・プラスマーク

外見からはわかりにくい「身体内部に
障害がある人」を表しています。



聴覚障害者標識

聴覚障害を理由に免許に条件を付され
ている人が車に表示します。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のために、
施設や店などに貼られているマークです。



ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている人が、それ
を知らせるためのマークです。



オストメイト用設備/ オストメイト

人工肛門・人工膀胱を造設している人、
および対応設備を示す図記号です。



マタニティマーク

妊娠していることを周囲に知らせるため
のマークです。



パープルリボン

女性への暴力をなくすことを訴える
マークです。

* 出典:「法務省ウェブサイト」より https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00031.html

みんなで「人権の世紀」
を実現しよう



発行：(一社) 全国農業協同組合中央会 <https://zenchu-ja.or.jp>

監修：(公財) 人権教育啓発推進センター <http://www.jinken.or.jp>

2025年1月発行